

神奈川県生活交通対策小型車転換促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、バス運転手の有効活用を図るため、利用者の少ない路線バス等を、市町村が運営する小型車両を用いた交通サービスへの転換に必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県 規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「補助事業」とは、当該補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (2) 「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。
- (3) 「路線バス等」とは、乗車定員11人以上の車両により運行する路線バス及びコミュニティバスをいう。
- (4) 「小型車両」とは、乗車定員10人以下の車両をいう。
- (5) 「地域公共交通会議等」とは、道路運送法施行規則第4条第2項に基づく地域公共交通会議をいう。

(補助事業者)

第3条 本補助金の補助事業者は、市町村とする。

(補助の対象)

第4条 本事業は、路線バス等から、市町村が運営する小型車両を用いた交通サービスに転換するための必要な経費を単年度に限り補助するもので、その補助の対象は、次の各号の全てを満たす事業とする。

- (1) 現在運行している路線バス等のバス系統が、次の全てを満たすもの
 - ア 補助対象期間の直前の国勢調査の結果による人口集中地区以外の通過延長がキロ程の50%を超える系統。ただし、系統の一部区間を転換する場合は、その区間の人口集中地区以外の通過延長が50%を超えるもの
 - イ 1日あたりの運行回数が3回以上のもの
 - ウ 1年間の平均乗車密度が5人未満のもの
- (2) 県が参画する地域公共交通会議等で、小型車両を用いた交通サービスに転換をすることで協議が調った事業であるもの
- (3) 国の補助事業として交付を受けるもの

2 前項の補助対象事業のうち、補助の対象となる経費は、次の各号とする。

- (1) 車両購入等に要する経費（ただし、乗車定員10人以下の車両に限る。）
- (2) システム導入・構築等の事業実施に必要な施設や機器等に係る経費
- (3) 事業構想・計画立案、事業実施に必要な基礎データの収集分析、協議会開催、普及啓発、運行に要する経費

(補助額の算出方法等)

第5条 補助額は、10,000千円を限度とし、その算出方法は、補助対象経費の4分の1又は補助対象経費から国補助額等を控除した額の2分の1を乗じて得た額のいずれか少ない額以内と

する。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(事業計画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、神奈川県生活交通対策小型車転換促進事業費補助金事業計画書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請書の提出期日等)

第7条 規則第3条第1項の規定による神奈川県生活交通対策小型車転換促進事業費補助金交付申請書（第5号様式）の提出期日は、知事が別に通知する。

- 2 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 工程表（第3号様式）
- (3) 事業費内訳書（第4号様式）
- (4) 国補助事業の申請に関する書類の写し
- (5) その他必要と認める書類

- 3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

- 4 前項の規定は、当該補助金に係る消費税の申告を要しない補助事業者については、適用しない。

(交付決定の通知等)

第8条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請書の提出があつたときは、これを審査のうえ、予算の範囲内で交付の決定を行い、神奈川県生活交通対策小型車転換促進事業費補助金交付決定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(交付条件)

第9条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。
 - ア 経費の配分の変更が、交付決定の基礎となった査定事業費の20%以内であり、かつ、事業の内容の変更が、補助の対象とする事業の範囲等から逸脱しない範囲である場合
 - イ 経費の配分の変更が、入札による減など、事業内容に変更のない場合

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の承認)

第10条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県生活交通対策小型車転換促進事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書（第7号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による変更（中止、廃止）承認申請書の提出があったときは、これを審査のうえ、神奈川県生活交通対策小型車転換促進事業費補助金変更（追加、減額）交付決定通知書（第8号様式）又は神奈川県生活交通対策小型車転換促進事業費補助金（中止、廃止）承認通知書（第9号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(申請の取り下げのできる期間)

第11条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第12条 規則第10条の規定による状況報告は、知事が別に通知した期日までに、神奈川県生活交通対策小型車転換促進事業費補助金状況報告書（第10号様式）により行わなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、神奈川県生活交通対策小型車転換促進事業費補助金完了実績報告書（第11号様式）に次の書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 実績報告書（第12号様式）
- (2) 工程表（実績）（第13号様式）
- (3) 精算額内訳書（第14号様式）
- (4) 国補助事業の完了実績報告書類
- (5) その他必要と認める書類

- 2 規則第12条後段の規定による報告は、神奈川県生活交通対策小型車転換促進事業費補助金年度終了実績報告書（第15号様式）に次の書類を添えて、交付決定事業の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の4月10日までに行わなければならない。

- (1) 工程表（実績）（第13号様式）
- (2) 年度終了実績報告内訳書（第16号様式）
- (3) 国補助事業の年度終了実績報告書類
- (4) その他必要と認める書類

- 3 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

- 4 前項の規定は、当該補助金に係る消費税の申告を要しない補助事業者については、適用しない。

(補助金の額の確定等)

第14条 知事は、前条第1項の規定による書類の提出を受けた場合、その補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、神奈川県生活交通対策小型車転換促進事業費補助金額の確定通知書（第17号様式）を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助事業者は、県から補助金の支払いを受けようとするときは、神奈川県生活交通対策小型車転換促進事業費補助金額支払請求書（第18号様式）による交付請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第19号様式）により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、当該補助金に係る消費税の申告を要しない補助事業者については、適用しない。
- 3 知事は、第1項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第17条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）に定めるところによる。

- 2 前項で規定する期間内に、財産を処分するときは、神奈川県生活交通対策小型車転換促進事業費補助金財産処分承認申請書（第20号様式）により、知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は前項の申請を受けた1か月以内に財産処分の可否について申請者に通知するものとする。

(取得財産等の整理)

第18条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(取得財産等の管理等)

第19条 補助事業者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(書類の整備等)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。